

第七回 参議院電気通信委員会會議録第四号

昭和二十五年二月六日(月曜日)午前十一時四十七分開会

本日の會議に付した事件

○電波法案(内閣送付)

○放送法案(内閣送付)

○電波監理委員会設置法案(内閣送付)

○理事(小林勝馬君) それじや只今から電氣通信委員会を開会いたします。予備審査になつております電波法案、放送法案、電波監理委員会設置法案に關する政府側の逐條の御説明を本日承りたいと思ひます。順序は今申し上げたような順序と思ひますけれども、政府側の御都合上電波監理委員会設置法からやられる方が便利がよければ、電波監理委員会設置法案からでもよろしいと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(小林勝馬君) 御異議ないようでございますから、政府側の御都合のよい法案から御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 御説明申し上げます。この三法案の提案理由に關しましては、休会前の本委員会におきまして、大臣から御説明があつたのであります。本日からこの三法案の内容の概略を御説明申し上げたいと思ひます。最初にこの三つの法案の間の關係を御説明申し上げて、それから電波法、放送法、電波監理委員会設置法、これらの内容について御説明申し上げたいと思ひます。

先ずこの三法案の關係でございますが、今回提出されましたこの三つの法案は相互に密接な關連がございます。まして、これらが一体となりまして、電波及び放送の行政の基本となるのでございます。特にこの電波監理委員会設置法を獨立した法案としたのは、行政作用の方と行政組織の方を區別するためでございます。電波法案及び放送法案は、二つ共これは行政作用の實體法でございます。設置法におきましてはこの電波及び放送の行政を掌る、國家行政組織の中におきまして、この行政を担当する委員会の組織、権限及び所掌を定めてあるのでございます。電波法と放送法につきましても、放送が無線通信の中におきましても、社会性及び文化性が特に高いものでございますので、特に放送だけを抽出しまして放送法といたしまして、放送事業の在り方、即ち日本放送協會及び一般放送局の在り方並びに放送の番組、内容の在り方等につきまして、この大綱を制定いたしましたのであります。これに對しまして、電波法は放送を含む電波一般の有効且つ能率的な利用を確保するという面を直接の規律の対象といたしまして、個々の放送局も無線局の一つとして、免許、設備の條件、運用方法並びに監督等についてすべて電波法の適用を受けるというふうにしたのでございます。

次に各法案についてこの概略を御説明申し上げます。先ず電波法案の概要でございますが、電波法案は提出理由

の説明にございましたように、最近における電波利用の急速且つ広範圍の進展、これと期を同じういたしまして、新たに國際電氣通信條約、いわゆるアトランティック・シテイ條約というものが成立いたしましたに即應いたしまして、古い無線電信法に代えまして、無線電信、無線電話、これにはラジオ放送も先程申しましたように含んでおりますが、その外テレビジョン、フアクシミル、その他電波を利用する一切の施設及びこれに妨害を與える施設に對する免許、監督等の國の規律を定めております。この法案が現在の無線電信法に比しまして非常に違つておる点。言ひ換へますならば、この電波法の主な特色といたしまして、これを以下三申し上げたいと存じます。

第一に、現在の無線電信法は、無線局の開闢につきましては、その第一條に示す政府管掌の觀念の下に、電波というものは政府の専有を原則といたしておりました。制限列強によりまして例外的場合に施設を許可いたしておるものであります。電波の利用範圍の拡大に伴ひまして、電波法案におきましては、現在の法律の建前を捨てまして、万人にこの無線局の開闢の自由を認めることにいたしましたのであります。ただ電波の能率的な利用を確保するのには有効適切な統制をこれに加えるということにいたしましたのであります。

から國としての無線通信に對する監督に關する兩方の規定を含んでおつたのでございますが、これを分離いたしまして、電波法案におきましては専ら電波行政の基本法律を定めておるのでございます。従ひまして電氣通信省の所管しておりますところの事業經營に關する無線電信法の規定は、できるだけ速かに新しい法律を期待してゐるのでございますが、それができるまでの間、効力を存続させることにいたしております。

第三にいたしまして、行政の對象が新しい電波の應用分野の發達に即應いたしまして、現在の無線電信法より格段の擴張をいたしまして、従来無線電信法が制定されました時に考へていなかったところのいろ／＼な電波の應用部面にこれを拡げております。

それから第四にいたしまして、無線電信法におきましては、國民の權利義務に關する重要な事項が極めて大巾に政府の行政命令の規定に委任せられておつたのでございます。電波法案におきましては、これらを法律中に定めまして、行政命令の委任の範圍をできるだけ少くいたしましたのであります。それでも尙法律の委任によりまして、又法律の執行のために、多少の命令を必要とする場合があるのでございます。が、この命令を制定改廃いたしまするためには、利害關係者の參加する協議を経て民主的にこれを制定するということにしておるのでございます。次に、免許その他の行政処分を行う

点につきましては、極力この行政処分の範圍を限定いたしますと共に、処分を行う際には、予め電波管理委員會規則で定められてゐるところの準則に基かなければならぬことになつております。又電波管理委員會におきましては、十分委員が會議いたしまして、その會議の結果によつて行政処分を行うというようにしてゐるのであります。このような民主的な過程による行政処分に對しても、更に自由に異議の申立をすることができるようになつてございまして、その申立がありますれば、慎重な聽聞を経てこの決定をすることになつております。この聽聞を経た電波管理委員會の決定に對して更に不服がある場合には、裁判所に出訴することもある差支ないでございまして、

以上はこの法案の從來の無線電信法と違つた主な点でございますが、更に電波法案の規定の内容を、章を追つて御説明申し上げたいと存じます。第一章は總則でございます。この章におきましては、法の目的を定めて、電波の公平且つ能率的な利用を確保することにありまして、公共の福祉を増進するに於て定めてございます。又電波に關する條約の規定はこの法律に優先するものといたしまして、電波の利用について國際協力をする日本の立場を明かにしてございます。それは昨年我が國が郵便條約に次ぎまして現在のアトランティック・シテイ電氣通信條約に加入することになつたのであります。殊に條約は五年毎に改廢せら

れまするし、又その間におきましても臨時主管庁會議が行われまして、條約に附屬いたしましたところの國際無線規則というようなものが改定されるために、この規定を設けた次第でございます。尙無線局その他この法律に出て参ります言葉の解釈の相違を避けるために、若干の用語の定義をいたしました。

次に、第二章は無線局の免許に関する問題でございます。無線局を開設しようとする際は、国の機関であらうと、個人の無線局であらうと、すべて電波監理委員會の免許を受けなければならぬことになっております。放送局も無線局の一種でございますから勿論そのうちでございます。現在電氣通信省の管でございまして、公衆通信業務のための無線局は、今後も電氣通信省でなければ開設できないことを明らかにしておきますが、これは先程も申述べましたように、公衆通信に関する事業法規がまだ制定されておらないためにここに取入れた次第でございます。又外國人及び外國法人等、並びに期間を定めまして電波の利用に関する一定の罪を犯した者及び免許の取消を受けた者に、それ／＼免許を與えないことにしております。これは非常に少い電波を最も一般國民のために公平に能率よく使わせようという考えから來たのでございまして、それから免許の手續を定めておりますが、その免許には放送局は三年以内の有効期間、一般の無線局は五年以内の有効期間を定めることとしております。そしてただこの法律政令によつて無線局を強制されている船舶の無線局には期間を付けないということにしておるので

ございます。これは、一方法律で以て無線局を強制しながら、他方においてこれに有効期間を付けるということの矛盾を避けるためでございます。これらの免許の際には十分慎重な、而も委員會規則に基く取扱をいたしますと共に、免許された免許人の地位は十分尊重する趣旨でございます。

次に、第三章は無線設備に関する規定でございます。無線設備の技術的條件に關しまして、現在の無線電信法のような簡單な委任の根拠のみに定めましては、國民の權利及び自由に影響する重要なものにつきましては法律事項といたし、又命令に委任する場合におきましてもその範圍を明らかに限定しておるのでございます。

次に、第四章無線従事者でございますが、ここでは無線従事者に関するいろいろ／＼な規定を定めてございます。無線従事者と申しますのは、無線局を構成する無線設備の操作を行う者でございます。電波監理委員會の免許を受けている者を指すことになっております。即ち受信専用以外の無線設備の操作を行う者には、混信の防止と通信の円満な疏通を確保するために、國家試験を経た一定の資格を要求いたしておりますと共に、その資格に相應する能力を保持させるために、免許に五年の有効期間を設けまして、同時に免許の無試験更新等の制度を確立いたしてございます。又資格は通信士、技術士、アマチュア、その他実情に適した種類に分けまして、同時に船舶關係に特殊性を考慮してございます。新しい資格制度の制定に伴ひまして、従来の法令の規定に基きまして現在資格を有

しております者は、電波法案の定めるそれ／＼の資格を引續き所有し得ることといたしてございまして、これによつて現在の有資格者を保護しておるのでございます。

次に、第五章無線局の運用でございますが、無線局がその業務を遂行するに際しまして従わなければならない規律を定めてございます。その規律は必要最小限度に止めてあるのでございまして、海岸局及び船舶並びに船舶の無線局につきましては、海上の安全の見地から必要とせられておる通難通信關係、その他若干の原則をここに織込んでございます。

次に、第六章監督の規定でございますが、ここで定めてございまして行政官の監督命令の權限は、現行法による權限を大巾に縮減いたしまして、法律主義の行政を確立いたしまして、國民の權利を重んずるようになつております。先づ電波法案は無線局の免許の取消、運用の停止、運用の制限等の命令は免許人が法令又は処分違反した場合に限ることを原則としておりまして、而もこの場合取消は原則として、運用の停止、制限の処分を先ず行なつてからでなければできない、ということになつております。その他の処分の期間、方法等にも相當の限定した條件が附けられておるのでございまして、又無線施設につきましては、現在の無線電信法におきましては公安のため或いは公衆通信の必要上というやうな一方的／＼な場合に、政府におきまして一方的にそれらの運用の制限等をして得ることになつておりますが、今度の法案におきまして混信防止や非常の

場合等止むを得ない場合で而も事柄を極めて限定して制限し得るようになつてございます。

次に、第七章の聽聞及び訴訟でございます。電波行政を最も公正に確保する特色ある制度といたしまして、ここに聽聞の制度を新たに導入してございまして、これは米國におきましてはすでに行政手続法という一般法によりまして、行政の一般的な制度としてすでに確立されておるところのものでございまして、我が國におきましてはこの電波行政の分野におきまして最初にこの制度を採用することとしたのでございまして、これは單なる公聽會ではございませんで、第一に、聽聞を主催する独自の機能を有するところの審理官というものを定めまして、この審理官が聽聞を行う。第二に、一切の行政処分について異議の申立がありました場合だけでなく、委員會規則の制定改廢の場合にもこの聽聞を行わなければならないこととなつております。第三には、聽聞の手續につきましては第一審の裁判手續に準ずる／＼な手續を定めておりますと共に、この審理官の作成した調書及び意見書の内容に基いて委員會は、委員會會議によつてそれを審議決定することになつておるのでございます。そうしてその結果普通通の裁判手續に対する特例が定められてございまして、その提起は第二審裁判所に對して行ふものになつております。又特に十分な証拠に基いて委員會が認定した事実につきましては、裁判所を拘束するということになつておるのでございます。

次に第八章の雜則でございます。この規定いたしましたしておりますが、

この主な事柄は、無線設備以外の設備に對する規律と、無線設備の検査料、その他の行政手数料を徴収することとを定めてございまして。

第九章は罰則でございますが、ここでは刑法が規律していない、又は十分に罰則を設けていない反社会的な行為につきまして、電波を利用する部分に特有なものだけを抽出しまして規定しておるのでございます。本法案におきましては、罰則はすべて法律の上に規定してございまして、罰則を命令に委任しておるようなことはございません。この罰則につきましても罪となる場合を極力少くすると共に、その行為を明らかにいたしまして、個人の自由を尊重することに特に留意しておるのでございます。

最後に附則でございますが、附則におきましてはこの法律の施行の期日を四月一日までといたしてございまして、法案が國會を通過したけれども、その施行が延び／＼になつて、なかなか実施されないというのを避けております。又この期日におきまして、同時に放送法並びに電波管理委員會設置法も同時に施行することになつております。その他は通常の例に倣ひまして、新旧両法の経過の円満を期しておる次第でございます。次に放送法案の内容について御説明申上げたものと存じます。本法案はこの第一條に示してございまして、放送の三大原則に従ひまして、放送を公共の福祉に適合するやうに規律いたしまして、その健全な発達を図ることを目的として立案されたものでございます。この法案は放送の經營並びに規律に關する各國の例を研究調査いたしまし

て、その調書を取り、且つ我が国の国情も十分考慮いたしまして立案されたものでございまして、放送に関する立法といたしまして、世界に一つの新例を開くものではないかと考えておるのでございまして、この放送法案の特色といたしまして、第一には我が国の放送事業の事業形態につきまして、これを二つに分けておる点でございまして、即ち一つは全国津々浦々に至るまで、普く放送を聴取できるように放送設備をいたしまして、全国民の要望を充たすというような放送番組を放送することを任務といたしまして、この、国民的な、公共的な放送企業体でありまして、第二は個人の創意と工夫によりまして、自由闊達に放送文化を建設高揚する自由な事業といたしましての放送企業体、いわゆる一般放送局、又は民間放送局、こういうものでございまして、そしてこの二つのものがそれぞれその長所を發揮すると共に、互いに他を啓発し合ひまして、おの／＼その欠点を補うことによつて、放送により国民が十分福祉を享受できるように図つておるのでございまして。

次にこの公共的な放送企業体でございまして、この放送企業体といたしましては、現在我が国の放送を独占的に実施しておりますところの日本放送協会が、現在約六千人の社員によつて構成される社団法人であることに鑑みまして、新たにこれに代りまして、全国民に基盤を持つ公共的な特殊法人である日本放送協会を設けることにいたしております。そして現在の社団法人日本放送協会の設備、人員、権利、義務の一切をこの新しい日本放送協会に移しまして、現在の社団法人日本放送

協会を解散することにしたしておるのでございまして。従ひまして新しい日本放送協会は公的の性格を持つものでございまして、全国民が国会を通じてその業務の運営、財務等につきまして必要な監督を行うという精神でございまして。

以上は放送法案の大要でございまして、更にこれを敷衍いたしまして若干御説明申し上げたいと存するのであります。第一條に放送による表現の自由を根本原則といたして掲げてございまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないでございまして。放送番組の編集は放送事業者の技術に任せておきますが、これを全然放任しておるのではありません。この法律のうちで放送の準則というべきものが規律されております。そしてこの法律に基いて番組を編成することになつております。これが放送番組につきましては、法律の基準でございまして、これ以外に對しましては、政府の行政命令その他によつてその番組に干渉するということとは絶対行われない建前になつております。

次に日本放送協会の性格でございまして、この日本放送協会はこの法律によつて目的が與えられて設立される法人でございまして、民法に基いて設立される公益社団法人、又は財団法人でもございませぬし、又商法に基いて設立されるものの会社でもございませぬ。即ちこの法律によりまして社団法人日本放送協会から継承した財産を運用し、経営委員会という議決機関と、会長その他の執行機関を持つところの特殊な法人でございまして。協会の

行い業務は第九條に掲げてございまして、その業務につきましては特に嚴重な制限を設けまして、放送事業に關係ある事業に協会の大きな支配力を持ち、又その事業の生命を制することのないように、或いは受信機等を認定し、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律又は干渉することのないように、これらの行為を禁止してあります。又放送用受信機の修理場所も、電波管理委員会が特に調査して規定する場所に限つて行えるようにいたしておるのでございまして、これによりましていわゆるラジオ業者という民業を圧迫することのないように顧慮されておるのでございまして。協会の業務の経営を民主的に行うために、協会の先程申し上げた経営委員会を置きますが、この経営委員会は協会の経営方針を決定し、且つその業務の運営を指導、統制するものでございまして、委員八人と会長で組織されますが、委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するということにいたしておるのでございまして。両議院の同意を得るということにいたしましたのは、内閣総理大臣が独自の判断で一方的に任命することのないように、又国民の代表である両議院の同意によつて国民の意思が反映されるというふうに取り計らつたのでございまして。

又委員を選任する場合には、放送が全国に、あらゆる分野に關連する文化事業であり、公共事業でありますからして、文化、科学、産業その他各般の分野が公平に代表されるように顧慮いたしますと共に、全国を八つの地区に分けまして、各地区から一人ずつ任命されるように定めておるのでござい

ます。この経営委員会に對しまして、特にこのような考慮が加えられましたのは、先程御説明申し上げましたように、放送番組の編集につきましては、この協会の全權が委任されておるのでございまして、政府の監督、或いは政府の行政命令というものがこれに加えて得ないということを決めてございまして、上におきまして、特に必要だと思つたからでございまして。

次に会長でございまして、会長につきましては、会長は協会の事業を執行する最高責任者であります。議決機関でありますところの経営委員会と執行機関との体制を保ちつつ、協会の業務の能率的な、且つ円満な運営を図りますために、経営委員会がその会長を任命するということにいたしました。又会長をこの経営委員会の構成員としたのでございまして。会長は経営委員会の同意を得て副会長及び理事を選任いたしますが、これも同じく会長がその執行機関であるところの役員を任命することによつて協会の事業の執行の円満を図つた次第であります。

次に協会の運営がこの法律に定められたところの目的に副つて行われることを確保するために、国といたしまして最少限必要な監督をすることにしておりますが、而もこの監督は行政機関の独善とならないように考慮いたしまして、或るものにつきましては電波監理委員会、或るものにつきましては会計検査院というふうな、それ／＼その機関の使命に基きまして分担を定めております。又協会の目的に鑑みまして、これに受信料を徴収する利益を認めまして、強制的にこの日本放送協会

の放送を聴取し得る受信機を持つた者はこの協会と聴取契約を結ばなければならぬというふうにしてございまして、免稅その他公共的な事業体として必要な若干の特権は認めてござい

ます。次に民間放送につきましては、先程申し上げましたように、できる限りこれを自由に委ねるという方針で立案されておるのでございまして、第三章に最少限度必要な規定を單に二條だけ設けておるのでございまして。将来民間放送が如何なる発達をするか、現在それの見透しをつけることは困難でございまして、或る特別な優遇方法を講ずることによつてこれに伴う政府の監督を行うというようなことは、民間放送の将来の発達に對しましていろいろ障礙を及ぼすのじやないかと、これも考えまして、政府の監督は電波監理上必要な点にのみこれを行うということにしておるのでございまして。そうして将来の發達の状況によりまして、そこで適當な法律的な規定が必要である場合には、又この法律案の改正によつてそれを行うというのがよいのではないかと、このように考えておる次第でござい

ます。ただこの民間放送の優遇方法と申しますか、これに對しまして若干考慮されたのは、広告税の問題でございまして、民間放送による広告に關しましては、地方税法を改正することによつて、広告税を課さないということにしてございまして。次に放送用受信設備につきましては、電波法で従来のように許可を必要とせずに、自由に施設することができるようになつております。又現行の地方税法を改正することによりまし

で、いわゆるラジオ税を課さないといふこととしてございます。

この法律に規定してありませんこと御参考に申し上げたいことは、現在日本放送協会から特許料を極く僅かでございますが徴収しております。併しこの法律ではそういう性質のものは今後一切徴収しないということとしてございます。又この法律は電波を利用する放送事業だけを対象にしておりますので、電波を使わない有線放送につきましては規律してございません。以上で放送法案の概要を終りたいと存じます。

次に電波監理委員會設置法案の概要について御説明申し上げます。

電波監理委員會設置法案は電波の監理及び放送の規律に関する行政の重要性に鑑みまして、その担当行政機関といたしまして、アメリカ合衆国の独立行政委員會の制度に範を採つたところの、いわゆる電波監理委員會というものを總理府の外局として設けようとしたものでございまして、この委員會の設立と共に、現在、以上の行政を担当しておりますところの電氣通信省の外局たる電波庁は、この電波監理委員會の事務局でありますところの電波監理總局に移行させようということとしておるのでございます。

この法案の趣旨を概略申し上げますと、現在電波監理及び放送の規律に関する行政は電氣通信省の所管というところになつておるのでございますが、御承知のように電氣通信省は他面自ら多数の無線施設を建設し、維持し、運用しておるのでございます。この無線通信の事業を経営するという面と、電波の行政を行うという二つの機能は完全

に相違しておるのでございまして、兩者を同一の機関で行いますことは、電波監理行政の眞に公平な実施を確保する意味におきまして妥当を欠く憾みがあるものでございます。従つて電氣通信省の外に電氣通信省或いは國家公安委員會、海上保安庁、氣象台その他の國家機關、或いは都道府県等の自治体並びに船舶無線、漁業無線、日本放送協会、日本国有鉄道等、すべての個人又は団体の無線施設についての行政を行う機關を設けることは非常に緊要でございまして、これを各省に對し最も公平な行政を確保する必要から顧慮いたしまして總理府の外局ということにした次第でございまして、この行政機關を如何なる形で構成するかという点につきましては、第一に、電波の監理及び放送の規律が極めて公平に行われなければならないということ、第二に、そのためには一党一派その他一部の勢力からの支配から分離したものでなければならないということ、第三に、その機關の政策には相当長期に亘つて政変等によつて容易に変動しない恒久性を持たせることが必要であるということ、第四に、その機關の機能といたしましては、先に電波法案の項で申し上げましたように、單に行政の執行ばかりでなく、半立法或いは又半司法的なものを多分に持つておりますので、その機能も果さなければならぬということとを考慮いたしました結果、いわゆる委員會行政の制度を探ることにいたしました。その委員長及び委員の任命、任命要件、適格事項、任期、罷免等につきまして詳細な規定を設けた次第でございまして、

次に法案の條文の順に従ひまして概略を申し上げますが、第一條は法律の目的、第二條には電波監理委員會を設けるということ及びこれを設けるのは總理府の外局として設けるのであるということとを明らかにしております。第三條は委員會の所掌事務、第四條は一般の設置法の例に従ひまして委員會の権限を定めております。ここにはいろいろの権限を挙げておりますが、勿論これらの権限はそれらの法律に基いて行われなければならないのでございまして、この條項に基いて委員會がこの範圍のことは何でもやつてよろしいということではございませぬ。第五條は委員會の組織でございまして、委員長一人及び委員六人を以て構成することにいたしております。第六條から第十七條までは、委員長及び委員の任命その他いづれも他の委員會等の例に準ずるものでございまして、第十八條は委員會の議決事項を總理大臣に報告すること及び委員會の調査事項を總理大臣經由で國會に報告することを定めておるのでございまして、委員會と政府並びに國會との連絡關係を密ならしめるということとを明らかにしたものでございまして、第十九條は、先刻申し上げました電波法によりますところの聽聞を行うためにその機關を置くということ並びにその任命及び罷免に関する規定でございまして、アメリカのいわゆるエグザミナーの制度を我が國に採用しようとする最初の試みでございまして、第二十條は委員會の事務局として電波監理總局を置くものと定めてございまして、その設置、所掌事務、長官に関する規定等及び事務局への委任の権限、

委任の根拠等を定めてございまして、第二十一條から第二十六條までは電波監理總局の内部組織及び地方機關に関する定めでございまして、今後放送關係その他相當事務も増加いたすことが予定されるのでございまして、極力行政組織簡素化の趣旨に従うことにいたしまして、今回のところは現在の電波庁の組織をそのままここに移す、踏襲するということにいたしましたのでございまして、

第二十七條は附屬機關の定めでございまして、電波技術審議會、電波輻射所、職員訓練所、これらはいずれも電氣通信省設置法に掲げてあるものをそのままここに移したのでございまして、第二十八條は職員、第二十九條は定員に関する定めでございまして、いづれも一般の設置法の例によるものでございまして、

第三十條の罰則は委員長及び委員の兼職の禁止若しくは退職後の就職制限の規定に違反した場合の罰則でございまして、これは國家公務員法にございませぬので、ここに特別に挙げた次第でございまして、

次に附則に参りまして、第三項は六年の任期を持つた委員を毎年一人ずつ交替して行うようにするための、第一回の任命される委員の任期に関する特別でございまして、第四項は委員會の設置に伴う電氣通信省設置法中一部改正の規定でございまして、近く電氣通信省設置法中の一部改正案が提出される予定でございまして、それが決定いたしましたならば、この第四項は一部訂正することになると存じております。次に第五項から第七項まで及び第九項はこの委員會設置に伴う關係法令

の改正を行うというものでございまして、これらはそれらの委員會設置に伴う行政組織その他委員の俸給等に関するものでございまして、

以上を以ちまして、概略ではございますが、三法案の説明を終りたいと思ひます。

○理事(小林勝馬君) 以上を以ちまして、大体三法案の説明が終つたのでございまして、

○千葉信君 只今は定足数も欠いておりますので、この次の委員會において質疑をするということにいたしたいと思ひます。

○理事(小林勝馬君) 今千葉委員から御動議のあつたように、本日は政府の、立案當局の説明を聴くのみにしたしまして、質疑はこの次に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小林勝馬君) ではさように取計らいます。

○千葉信君 この法案はいずれも非常に重要な法案でございまして、先にも全國の調査に参つたり、相當兩院の動向も高まつて来ておりますし、更に又本院においては、先にも公聽會を開いておるといふような状況でございまして、國民の関心が非常に高まつておることから考えましても、只今のよう

に、本委員會が定足数を欠いておるといふようなことは、誠に我々として反省しなければならぬ点があるのではないかと思はれるのでございまして、従いまして、この次の委員會からは委員會中途より定足数を欠くということが十分手配をお願いする次第であります。

○千葉信君 只今は定足数も欠いてお

○理事(小林勝馬君) 今千葉委員から御動議のあつたように、本日は政府の、立案當局の説明を聴くのみにしたしまして、質疑はこの次に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小林勝馬君) 了承いたしました。よつて次会は明後八日午後一時から開会することにいたします。これを以て本日は散会いたします。

午前十一時三十九分散会
出席者は左の通り。

理事

小林 勝馬君

橋本萬右衛門君

委員

尾崎 行輝君

新谷寅三郎君

千葉 信君

政府委員

電氣通信
政務次官

尾形六郎兵衛君

電波監理長官

網島 毅君

電氣通信事務
官(電波法規
経済部長)

野村 義男君

二月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、電波法案中一部修正に関する請願(第四八二号)

一、電波監理委員会設置法案中一部修正に関する請願(第四八二号)

一、郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願(第五六九号)

第四八二号 昭和二十五年一月二十

五日受理

電波法案中一部修正に関する請願

請願者 東京都港区芝浦海岸通

り三ノ一電波法対策委

員会内 全日本海員組

合組合長 陰山壽

紹介議員 小林 勝馬君

本国会に上程される電波法ならびに電波監理委員会設置法案に対し国鉄労働

組合、全通信労働組合、全通信従業員組合、全日本海員組合、全気象職員組合、無線同窓会、船舶通信士協会等の諸団体で構成する電波法対策委員会、立案当初より重大なる関心をもつて種々検討してきたのであるが、同法案の成立は電波の民主的利用をさまたげ通信労働者の生活権を奪うものであるから、無線局の免許、施設および運用、従事者等の諸項目に関して同法案を修正せられたいとの請願。

第四八二号 昭和二十五年一月二十
五日受理

電波監理委員会設置法案中一部修正に関する請願

請願者 東京都港区芝浦海岸通

り三ノ一電波法対策委

員会内 全日本海員組

合長 陰山壽

紹介議員 小林 勝馬君

電波監理委員会設置法案によると、監理委員の任命権は、内閣総理大臣に與えることになつてゐるが、かくては、電波が一党一派に占有され、あるいは、不当な支配のもとに運用される虞を生ずるから、監理委員会の委員は、總ての電波利用者によつて、直接公選された委員によつて構成されるよう、また、委員会の所掌事務についても、詳細に法定して、規則に委任する部分は、法の目的を侵害するおそれのない部分のみとするよう、それぞれ法案を修正せられたいとの請願。

第五六九号 昭和二十五年一月二十
七日受理

郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代郵便局内 松江健次外四名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県猪苗代地区は、郡山、若松市の中間にあつて、両市と密接な関係にあるため、電話の利用は全市外通話の三割以上を占めてゐる。しかるに現在同方面の通話に總て会津若松局を中継するため極度にふくそうして、商取引の電話交渉はもろ論のこと、電話利用価値の減殺によつて、加入者中に不満が流出している現状である。また進駐軍専用ホテルをはじめ各種観光施設も各所に完備し、電話の利用も激増するものと思われ、郡山、猪苗代間電話直通回線の新設を計られたいとの請願。

昭和二十五年二月十一日印刷

昭和二十五年二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁